

医療機能分化連携推進事業について

高齢化の進行に伴う回復期の需要の増大に対応するため、回復期リハビリテーション等、回復期機能を確保するための設備・施設整備について、地域医療構想調整会議において、地域の目指す方向性との整合を確認した上で、県として支援を行う

1 対象事業者

病床を有する医療機関

2 支援対象

既存病床を回復期病床に転換する際に必要となる施設・設備整備費

【設備整備】 ※H27～継続

対象	リハビリを行うための治療機器や訓練機器等の導入経費
事業例	・物理療法を実施するための、超音波治療器や温浴療法用装置の導入 ・運動療法を実施するための、昇降練習用階段や平行棒、エアロバイクの導入 等

【施設整備】 ※H29 新規

対象	回復期病床への転換に必要な施設の増改築・改修に要する工事費等
事業例	・病棟の増改築に伴う病室の整備 ・既存病室の改修（多床室の個室化等） ・リハビリを行う機能訓練室の整備 ・廊下幅の拡張 等

3 支援要件

- ・既存病床から回復期病床への転換であること
- ・転換後の回復期病床は、地域包括ケア病棟又は回復期リハビリテーション病棟として届出を行うこと
- ・事業実施以降の直近の年度の病床機能報告で、病床機能の変更を報告すること
- ・医療機関の所在する地域の地域医療構想調整会議における合意を得ること

4 交付額の算定方法

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額を交付額とする。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
回復期設備整備事業	1 施設当たり 10,800 千円	リハビリのための治療機器や訓練機器など、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費	2分の1	1品につき 33千円
回復期施設整備事業	(1)新築、増改築の場合 転換する回復期病床1床当たり 4,407.5千円 (2)改修の場合 転換する回復期病床1床当たり 3,406千円	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟の建設や機能訓練室の整備等、回復期病床への転換に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1	—

【参考：補助実績】

医療圏	医療機関名	転換病床数		
		H27	H28	計
周南	周南記念病院	50		50
	下松中央病院		28	28
山口・防府	三田尻病院	50		50
	阿知須同仁病院	60		60
	山口赤十字病院		50	50
	県立総合医療センター		53	53
	小郡第一総合病院		45	45
	柴田病院		5	5
宇部・小野田	宇部協立病院	8		8
	尾中病院	10		10
	山口労災病院	60		60
	美祢市立病院	10		10
	美祢市立美東病院	8	4	12
下関	関門医療センター	103		103
計		359	185	544